

社説

憲法公布70年 土台を共有しているか

毎日新聞 2016年11月3日

国家のあり方が揺らいでいる。

このところ顕著なのは、自由や人権、民主主義といった価値を先駆的に追求してきた国々の揺らぎだ。

1年前に大規模テロが起きたフランス。難民の受け入れできしむドイツ。欧州連合から離れる英国。そして5日後に大統領選を迎える米国。

そこにあるのは、グローバリズムのもたらす苛烈な現実を前に、理想を支えきれずにあえぐ国の姿だ。

ひるがえって日本はどうだろう。所得格差の拡大やポピュリズムの浸透は各国の動向と無縁ではない。

きょう日本国憲法は公布から70年を迎えた。地球規模で潮流が大きく変化する中での節目である。

内外の新たな政治状況

カネやモノが自由に移動するグローバル社会は、一面で国境の壁を低くする。しかし、同時にグローバル化はナショナリズムを刺激し、国家意識を強めもする。

その帰結が、各国で目立ち始めた自国第一主義の考え方であろう。フランスの著名な歴史人口学者エマニュエル・トッド氏は「グローバル化への疲れ」と表現する。

こうした風潮は、国際主義の力を弱め、日本の憲法論議にも影響してくる可能性をはらんでいる。

さらに今年は、7月の参院選を経て、憲法の改正に前向きな勢力が初めて衆参両院で3分の2以上に達した年だ。内外ともに新たな政治状況が憲法を取り巻いている。

憲法とは国家の根本原則を定めるものだ。それぞれの国の理念や統治ルールの骨格が書き込まれ、すべての法律は憲法に従属する。

したがって憲法が表現しているのはその国のかたちだ。同じ国でも時代の影響を受けて変わる。

日本国憲法は敗戦前後の激動期をくぐり抜けて生まれた。ポツダム宣言の受諾が事実上の出発点だ。

連合軍総司令部（GHQ）は占領の開始直後に憲法改正を求めている。しかし、日本側作成の改正試案が明治憲法の修正にとどまっていたため、GHQ民政局のスタッフが直接原案作りに乗り出した。1946年2月のことだ。

日本側は戸惑いながらも翌3月にGHQ案を基に憲法改正草案要綱を閣議決定する。4月の衆院総選挙をはさんで、明治憲法の改正案として帝国議会に提出されたのは6月。1条や9条などに修正が加えられて10月に議会を通過した。

憲法公布日の46年11月3日、天皇は「国民と共にこの憲法を正しく運用し、自由と平和とを愛する文化国家を建設するように努めたい」との勅語を出している。

こうした憲法の制定過程を踏まえて自民党内には「押しつけ憲法」論が根強く存在する。安倍晋三首相もその考えの持ち主だ。

さらに首相を支持する右派の民間団体「日本会議」の中には、占領期に作られたから無効だとして「憲法破棄」や「明治憲法の復元」といった極論を唱える人たちもいる。

復古的な主張は以前からあった。しかし、安倍政権下でそれが強まっているのは、グローバル化に伴う反作用と考えることができる。

直視すべきなのは、この憲法が70年間改正されずに戦後日本を支えてきた事実の重みだろう。曲折を経ながらも、現行憲法の存続期間はすでに明治憲法を超えている。

「敵視」では前に進めない

国会では今月から衆参両院の憲法審査会が議論を再開する。安全保障法制をめぐる混乱で休眠状態になった昨年6月以来だ。

改憲を宿願とする安倍首相は再三、審査会への期待を表明している。しかし、屈折した感情のまま憲法を「敵視」するようでは、議論を前に進めることはできない。

他方で改憲阻止を自己目的化する硬直的な「護憲」論もまた生産的ではないと私たちは考える。

相互依存の関係が進む国際社会にあって、かたくなに日本の憲法だけを絶対視するのは、形を変えた自国第一主義ではないだろうか。尊重しつつも相対化してみることだ。

憲法は国民が国家という共同体で幸福に暮らしていくためにある。権力が国民を管理する手段でもなければ、単なる権利章典でもない。

大切なのは、現行憲法の果たしてきた歴史的な役割を正當に評価したうえで、過不足がないかを冷静に論じ合う態度だろう。

70年のうちに時代は変わった。国民の意識も多様化している。「押しつけ」論と「護憲」論を延々とぶつけ合っている、憲法に生命力を注ぎ込むのは困難だ。

投票価値の平等をめぐり、その場しのぎの制度改正が繰り返される参院の役割はどうあるべきか。政府と沖縄県の深刻な対立を踏まえ、地方自治をどう再定義していくか。

これらは憲法の問題として議論に値するテーマだと考える。

衆院憲法審査会長に就任した自民党の森英介氏は本紙のインタビューに「『憲法論議に与野党なし』の精神を堅持する」と語っている。その考えに異論はない。

まずは各党が憲法とは何か、その土台を共有することだ。左右の極論はその障害になる。節目にあたってこのことを強く訴えたい。

主張

公布70年を迎えて

憲法の“初心”生かすことこそ

しんぶん赤旗 2016年11月3日(木)

日本国憲法を守り生かすのか、それとも安倍晋三政権が狙う改憲で「戦争する国」に突き進むのか、憲法をめぐるせめぎあいが激しくなる中で、1946年11月3日の憲法公布から70年を迎えます。憲法は翌47年5月3日に施行されました。憲法が制定されてから70年間、一度も改正されず現在に至っているのは、日本国憲法が世界でも先駆的なもので、国民に定着し、度重なる改悪の策動にもかかわらず国民が改定を望まなかったからです。公布70年を機に憲法の値打ちを見つめなおし、“初心”を生かすことこそが重要です。

平和と民主主義が原点

日本国憲法が制定・公布されたのは、2000万人を超すアジアの諸国民と310万人以上の日本国民が犠牲にされた、アジア・太平洋戦争での日本の敗戦から1年余り後のことでした。

「日本国民は、(中略)政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」。日本国憲法が前文の冒頭に掲げるこの言葉は、まさに憲法の初心そのものです。

当時の日本政府は、日本の非軍事化と民主化を受け入れて降伏したにもかかわらず、憲法については戦前以来の明治憲法の部分的手直しで乗り切ろうとしました。マッカーサーを最高司令官とする占領軍(連合国軍総司令部=GHQ)はそれを許さず、民間の案なども参考に草案を作成しました。日本政府はそれを受け入れて政府案を作成し、半年近い国会審議でも修正を加え、制定に至ったのです。

憲法の制定作業を支え、憲法学者としても活動した佐藤功氏(故人)は、55年に出版しついで先日復刻された『憲法と君たち』の中で、日本国憲法は明治憲法のもとでの間違っ

た政治を繰り返さないため、民主主義と基本的人権の尊重を原則にしたが、「一番ほこってもよい」のは二度と戦争をしないことをはっきり決めたことだと指摘しています。「ほかの国ぐにはまだしていないこと」「日本がやろうというわけだ」と。「憲法が君たちを守る。君たちが憲法を守る」。佐藤氏の言葉です。

日本国憲法を変えてしまおうという改憲勢力はしばしば、憲法は「押し付けられた」ものだといいます。しかし、戦争に反対し、「国民が主人公」の政治を求め続けてきた戦前・戦後の国民のたたかいを振り返れば、日本国憲法を「押し付け」などと描くのは一面的です。戦前戦中、命懸けで戦争に反対した日本共産党が、戦後も他党に先駆けて「新憲法の骨子」を発表（45年11月）し、「主権は人民にある」と主張、その後の憲法制定議論に影響を与えたといわれていることも特筆すべき事実です。

初心否定する改憲許さず

今年、教育学者の堀尾輝久氏が、戦争放棄、戦力不保持をうたった憲法9条を46年1月に提案したのもマッカーサーではなく、当時首相だった幣原（しではら）喜重郎だったという史料を発掘して話題になりました。改憲勢力の「押し付け」憲法論はいよいよ通用しません。

日本国憲法の平和主義、民主主義、基本的人権の尊重の原則を丸ごと踏みにじっているのが自民党の憲法改正草案です。憲法の“初心”を踏まえ、なによりこの改憲案は許さないことがいま重要です。

【社説】

憲法公布70年 感激を忘れぬために

東京新聞 2016年11月3日

七十年前のきょう、日本国憲法が公布された。戦争犠牲者を思い、国内外に不戦と平和を宣言したのだ。その感激を忘れぬよう努めたいと思う。

「今日は何といふ素晴らしい日であつたか」

元首相の芦田均は憲法が公布された三日の夜、日記の冒頭にそう記した。「生（うま）れて今日位感激にひたつた日はない」と続く。

その日は午後二時から東京の皇居前広場で祝賀大会が開かれていた。日記は描写する。

◆戦争犠牲者を忘れるな

「秋晴（あきばれ）に推進されて数十万の民衆がこの広場を集つて来た。一尺でも式場に近附（づ）かうとして左に揺れ右に揺られつゝ群集は汗をふいてゐ（い）る」

両陛下が馬車で二重橋を出ると群衆は帽子やハンカチを振った。楽隊が「君が代」を奏

すると一同が唱和した。芦田は涙をこぼした。周囲の人も泣いていた。

「陛下が演壇から下りられると群集は波うつて二重橋の方向へ崩れる。ワーッといふ声
が流れる。熱狂だ。涙をふきふき見送つてゐる。群集は御馬車の後を二重橋の門近くへ押
（おし）よせてゐる。何といふ感激であるだらう。私は生れて初めてこんな様相を見た」

中部日本新聞（中日新聞）は翌日の朝刊一面に「憲法公布、感激裡（り）に挙式」、社会
面に「都に鄙（ひな）に表情は明るい」と見出しを立てて報じている。

芦田は憲法原案を審議した衆院小委員会の委員長であり、その年の八月二十四日には衆
院本会議で次のように語っている。

「戦争放棄の宣言は、数千万の犠牲を出した大戦争の体験から人々の望むところであり、
世界平和への大道である」

この憲法は多くの戦争犠牲者の上に成り立っていると同時に、当時の人々が強く平和を
望んだ上に立ってもいる。それを忘却してはならない。

◆流血と無血二つの道

終戦の一九四五年を中心として、コンパスを回すように歴史をさかのぼってみよう。

ちょうど七十一年前にあたる一八七四年には台湾出兵があった。明治政府による最初の
海外派兵だった。九四年からは日清戦争、一九〇四年からは日露戦争をした。ロシア革命
を受けて、一八年からはシベリア出兵、二七年から三度にわたり中国への山東出兵…。

三一年には満州事変を起こした。三七年からは泥沼の日中戦争へ、さらに四一年からは
無謀な太平洋戦争へと突き進んだ。

富国強兵策から「世界の一等国」になりつつ、結局は破滅の道をたどったのである。国
内外での「流血の歴史」である。

ひるがえってコンパスを四五年から二〇一六年の今日まで回してみれば、この七十一年
間は「無血の歴史」である。根幹に平和主義の憲法があったのは疑いがない。

先人たちは実に賢明であった。憲法の力で戦争を封じ、自由で平和な社会を築いたから
だ。

それを考えれば、今は大きな歴史の分岐点にある。歴代内閣が否定してきた集団的自衛
権の行使を解釈改憲によって認め、安全保障法制を数の力で押し切った。

軍事的価値を重んずるかのような政権である。次に目指しているものは、憲法改正なの
は明らかであろう。

国民が求めているのに、受け入れられやすい改憲名目を探す。この「お試し改憲」は

目的がないという意味で動機が不純だ。

「改憲のための改憲」は権力の乱用であるという指摘がある。

今、われわれが見ているものは、専制主義的な権力の姿ではなからうか。

「憲法の番人」たる内閣法制局、日銀、公共放送たるNHKの人事…。民主制度に仕組みられたさまざまな歯止めを次々とつぶしてから進んできた。いくら党是といえど、戦後でこれほど憲法を敵視する政権はなかった。

明治時代には自由民権運動があり、さまざまな民間の憲法私案がつくられた。その中に植木枝盛（えもり）という人物がいた。思想家であり、第一回衆院選挙で当選した政治家でもあった。「東洋大日本国国憲按（あん）」という憲法案を書いた。

◆世に良い政府はない

人民主権や自由権、抵抗権などを求めた先進的な案である。彼には「世に良政府なる者なきの説」という演説原稿がある。

人民が政府を信ずれば、政府はそれに付け込んで、何をするかわからない。世に良い政府などないと説いた。一八七七（明治十）年の言説として驚く。こんな一句で締めくくられる。

「唯一の望みあり、あえて抵抗せざれども、疑の一字を胸間に存し、全く政府を信ずることなきのみ」

「疑」の文字を胸に刻んで、今の政治を見つめよう。

憲法に時代の風を吹き込むときだ

日経新聞 2016/11/3 付

日本国憲法が公布されて3日で70年を迎えた。憲法の制定過程から、9条にからんでの自衛隊の存在や安全保障のあり方など、さまざまな議論を重ねながら、いちどとして改正されることなくここまで来た。

7月の参院選をへて、衆参両院で「改憲勢力」が改憲の発議が可能な3分の2を確保した。改憲案を検討する衆院の憲法審査会もようやく論議を再開する。古希を迎えて憲法もいよいよ新たな段階に入ろうとしている。

戦後政治は9条の攻防

ちょうど70年前の1946年（昭和21年）11月3日午前。貴族院議場で吉田茂首相をはじめ貴衆両院の議長らが参列し、憲法公布の記念式典が開かれた。

昭和天皇は玉座から立ち上がり勅語を読み上げられた。

「この憲法は帝国憲法を全面的に改正したものであって……日本国民はみずから進んで戦争を放棄し……常に基本的人権を尊重し、民主主義に基づいて国政を運営することをここに明らかに定めたものである」

「朕（ちん）は国民と共に……自由と平和とを愛する文化国家を建設するように努めたいと思う」

施行されるのは半年後の翌47年5月3日で新憲法秩序がスタートするのはそこからだが、この天皇勅語に戦後日本が求めた国のかたちを端的に言いあらわされている。それは、自由で平和でそして豊かな国という目標である。

たしかに憲法がそのために果たした役割は大きい。軽武装重商主義によって焼け跡の中から高度成長を実現し、世界第2の経済大国になった。その背景に9条の存在があったのは間違いない。

90年代に入って冷戦構造が完全にこわれた。米国依存は許されなくなった。世界の中の日本として経済力に見合った負担や貢献が求められはじめた。自衛隊の海外活動がテーマとなった。

もともと自衛隊違憲論が主張され、改憲一護憲両派の議論がつづいている中での、9条問題の新たな展開だった。

政府が容認していないと解釈した集団的自衛権の行使も、問題点としてクローズアップされた。戦後政治とは一貫して9条をめぐる攻防だった。

現行憲法は不磨の大典ではない。憲法は権力の行使に枠をはめるものだとしても、状況の変化に柔軟に対応する必要があるのはどんな制度にもいえることだ。

昨年安全保障関連法の成立により、皮肉なことに改憲の本丸である9条改正はとりあえず必要性が薄れてしまった。

自民党が野党当時の2012年にまとめた改憲案は、あまりに保守色が濃く論外だが、党の体質を知るうえで撤回せず人目にさらしておくのも悪くない。

今日迫られているテーマは別のところにある。とどまるところを知らない人口減少と、3.11の教訓からいつ起こるか想定できないことが明らかになった緊急事態への、備えである。時代の風を憲法に吹き込まなければならない。

人口減少が憲法と深くからんできているのは、参院の選挙区の合区問題だ。法の下での平等と、全国民の代表としての国会議員の地位を、憲法は定めている。合区を避け、都道府県単位で参院議員を選出する仕組みを維持しようとするなら、改憲するしかない。

参院を「地方の府」に

そのときの参院は今のような衆院と同じ選挙制度ではなく参院を完全に「地方の府」にしてしまうのが一案である。「強すぎる参議院」の是正も当然必要だ。参院のあり方を全面的に改め、統治構造改革に切り込むものだ。

緊急事態に備えるための改憲は、自然災害で国政選挙ができなくなった場合の対応など、条文を触らないとできないものに限るべきだろう。広い範囲で政府に権限を認めるのは避けた方がいい。

国会の憲法審査会の運営はもたもたしている。議論がどこまで進み、いつになったら改憲案の発議から国民投票まで行くのか、とても見通せる状況にない。

46年6月、帝国憲法の改正案として提出された日本国憲法は10月に入って帝国議会での手続きをおえた。憲法担当相として答弁を一手に引き受けた金森徳次郎は真夏の暑い盛り、冷房などない時代、戦災で焼け出されて一張羅になった冬のモーニングを着て国会審議にのぞんだ（古関彰一著『日本国憲法の誕生』）。

政治の駆け引きをつづける与野党議員らは、正装で流れる汗をふきながら憲法論議に向き合った先人の姿に思いをはせた方がいい。